

別表四
「所得の金額の計算に関する明細書」 「1」 ～ 「6」 欄

記載要領
はこちら



この別表は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。
なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。
(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、「簡易様式」の別表をご利用ください。

「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)2」
別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」
別表五(二)の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この別表の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。
(注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却した事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。
(1) 損金経理により消却した場合
その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この別表の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。
(2) 納税充当金で消却した場合
この別表には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金26」の「減②」に同額を記載します。
別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この別表の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

【チェックポイント】
損益計算書の当期純利益又は当期純損失の金額が記載されていますか。
特に、プラスとマイナスの符号誤りが見受けられますのでご注意ください。

「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」
「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を減算した金額を記載します。
「社外流出③」に記載した金額が「総額①」に記載した金額を超えるときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出
		①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
損金経理をした納税充当金	4			
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5」)	9			
	10			

「損金経理をした納税充当金4」
別表五(二)の「損金経理をした納税充当金31」の金額を記載します。

【チェックポイント】
別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【チェックポイント】
株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書の剰余金の配当の金額が記載されていますか。

「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税5」
別表五(二)の「加算税及び加算金24」から「過怠税27」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。

別表四

「所得の金額の計算に関する明細書」「7」～「15」欄

「役員給与の損金不算入額7」
役員に対して支給する給与のうち、法第34条《役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない金額を記載します。

「加算」の「10」

- 留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。
- 措置法第66条の6《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》又は措置法第66条の9の2《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定による益金算入額(別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)は、措置法令第39条の20第4項《外国関係会社の判定等》等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国関係会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。この場合、「小計11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
- 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
- 見積り計上した各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び地方法人税がある場合において、その国際最低課税額に係る確定申告書の提出その他の事由によりその国際最低課税額に係る納付すべき税額が確定したときは、「加算」の空欄に「国際最低課税額に対する法人税額等」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」(「その他」を付します。)に記載します。なお、見積り計上した事業年度では、債務が未確定であることから、4欄等で加算します。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
	・		
	・		
	・		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
	損金経理をした納税充当金	4	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	
	減価償却の償却超過額	6	
	役員給与の損金不算入額	7	
	交際費等の損金不算入額	8	
	通算法人に係る加算額	9	
	(別表四付表「5」)		
		10	
	小 計	11	外※
減	減価償却超過額の当期認容額	12	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	
	受取配当等の益金不算入額	14	※
	(別表八(一)「5」)		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15	
	(別表八(二)「26」)		
	受贈益の益金不算入額	16	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	
	通算法人に係る減算額	20	
	(別表四付表「10」)		
		21	
	小 計	22	外※

【チェックポイント】
役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。以下この別表の留意点において同じです。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金の額に算入される業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を7欄等で加算していますか。

【チェックポイント】
別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【チェックポイント：その他の加算項目例】

- 別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額
- 損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額
- 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額

「納税充当金から支出した事業税等の金額13」
別表五(二)の「事業税及び特別法人事業税35」から「38」までの金額の合計額を記載します。
別表五(二)の「損金不算入のもの37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの別表の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。

別表四
「所得の金額の計算に関する明細書」「16」～「20」欄

「受贈益の益金不算入額16」
法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第25条の2第1項《受贈益》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

「適格現物分配に係る益金不算入額17」
適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生じる収益の額で、法第62条の5第4項《現物分配による資産の譲渡》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」
法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。
利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。

「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等19」
次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。
この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

(1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額
(2) 欠損金の繰戻しによる還付金額
(3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額
(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条《法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金》、第72条の45の2《法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金》又は第327条《法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金》の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額
(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額

前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しません。
この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。

区 分		総 額	処 理	
			留 保	社 外 流 出
		①	②	③
		・		
		・		
減 算	海 産 物 漁 獲 物 卸 却 過 額 の 当 期 認 容 額	12		
	新 規 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13		
	取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「5」)	14		
	外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(二)「26」)	15		
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17		
通 算	法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18		
	所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19		
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四附表「10」)	20		
		21		
小 計		22		

【チェックポイント】
別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【チェックポイント】
19欄と前事業年度の別表一「21」欄(所得税額等の還付金額)及び「23」欄(欠損金の繰戻しによる還付請求税額)の合計額が一致していますか。

別表四
「所得の金額の計算に関する明細書」 「21」 欄

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
		①	②	③
		・		
		・		
減	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
	受贈益の益金不算入額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
	通算法人に係る減算額 (別表四附表「10」)	20		※
		21		
算	小 計	22		外※
	仮 計 (1) + (11) - (22)	23		外※

【チェックポイント】
損益計算書の法人税等調整額に対応する金額を申告書別表四において調整する際に、プラスとマイナスを誤って記載していませんか。

【チェックポイント：その他の減算項目例】

- ・ 前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたもの。
- ・ 別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額。

「減算」の「21」

- ・ 法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。
- ・ 措置法第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》、措置法第65条の3から第65条の5まで《特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除》、措置法第65条の5の2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》又は措置法第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》の規定による損金算入額(別表十(六)「22」、「37」、「42」、「47」若しくは「52」又は別表十(八)「22」)は、措置法第65条の2第10項及び措置法令第39条の3第7項《収用換地等の場合の所得の特別控除》等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。
- ・ 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。
また、関西国際空港用地整備準備金(措置法57の7①)、中部国際空港整備準備金(措置法57の7の2①)、農業経営基盤強化準備金(措置法61の2①)、農用地等を取得した場合の課税の特例(措置法61の3①)及び再投資等準備金(令和6年改正前の震災特例法18の3①)の規定により帳簿価額を減額することに代えて積立金として積み立てたものについては、「47」又は「48」に記載することとなりますので、この欄には記載しません。
- ・ 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
- ・ 見積り計上した各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び地方法人税がある場合において、その国際最低課税額に係る確定申告書の提出その他の事由によりその国際最低課税額に係る納付すべき税額が確定したときは、「減算」の空欄に「国際最低課税額に対する法人税額等」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

別表四
「所得の金額の計算に関する明細書」「22」～「52」欄

「合計34」
次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。
(1) 別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」の記載がある場合かつ別表十(四)「20」の記載がある場合
(26) + (27) - (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33)
(2) 別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」の記載がある場合(1)の場合を除きます。)
(26) + (27) - (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)
(3) 別表十(四)「20」の記載がある場合(1)の場合を除きます。)
(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33)
(4) (1)から(3)までの場合以外の場合
(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)

「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額38」
・ 合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、その移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を記載します。
・ 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人その他の法人に資産の移転をした場合、その移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を記載します。
・ 譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。

「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額51」
当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第62条の5第5項《現物分配による資産の譲渡》の規定により損金の額に算入される事業税及び特別法人事業税の額を記載します。

「所得金額又は欠損金額52」
「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区 分	総 額	処 分		
		留 保 ②	社 外 流 出 ③	
①	②	③		
...	...			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			
差 引 計	39			
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額	40	△		
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額	41			
当初配賦欠損金控除額の益金算入額	42			
差 引 計	43			
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額	44	△		
総 計	45			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	46	△		
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額	47	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額	48	△		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額	49			
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額	50	△		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52			

【チェックポイント】
「留保②」の各欄の金額が、別表五(一)「I 利益積立金額の計算に関する明細書」の「当期の増減②、③」欄に移記されていますか。

【チェックポイント】
29の「総額 ①」と別表一「所得税の額 16」欄、及び別表六(一)「計 6」の「②のうち控除を受ける所得税額 ③」欄の金額が一致していますか。

○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

＜別表七（一）＞

欠損金の損金算入等に関する明細書

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備金の損金算入前の金額により計算します。

控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	200	円	金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	2	100	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 (3)－(4)又は(別表七(四)「15」)			
		3	4		5			
		(省 略)						
計			200		100		100	

＜別表十二(十三)＞

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

当	期	積	立	額	3	50
(3)の内訳	(3)のうち	損金経理による	積立額	4	50	
	(3)のうち	剰余金の処分による	積立額	5	0	
積立限度額の計算	(2)のうち	準備金として積み立てられた	交付金等の額	6	50	
	所得基準額 (別表四「45の①」)－(11)－(別表四「27の①」)	準	額	7	100	
	積立限度額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	度	額	8	50	
当	期	積立額のうち	損金算入額	9	50	
((3)と(8)のうち少ない金額)						

＜別表四＞
所得の金額の計算に関する明細書

別表十二(十三)「4」の金額を「総額①」及び「留保②」に移記します。

区 分		1	総 額		処 分
			①	②	留 保
当期利益又は当期欠損の額		1	150		
(省略)					
加算	損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額	10	50	50	
(省略)					
仮計		23	200	×	×
(1) + (11) - (22)					
(省略)					
差引計		43	200	×	×
(39) + (40) ± (41) + (42)					
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」) + (別表七(四)「10」)		44	△ 100		
総計		45	100	×	×
(43) + (44)					
(省略)					
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等 を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」 + 「42の計」)		47	△ 50	△ 50	
(省略)					
所得金額又は欠損金額		52	50	×	×

所得基準額は、欠損金控除後の金額により計算します。

○ その他の包括利益に対して課税される法人税等がある場合の申告書の記載例

その他の包括利益に計上された取引等が課税所得の計算上益金の額又は損金の額に算入され、法人税等が課される場合があります。現行の会計基準では、発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとされています。ついては、下記のとおり別表の記載例を示していますのでご参照ください。

(1) 法人税額等を純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した場合【X期】
取得原価が1,000のその他有価証券について、期末における時価が1,500であり、その他有価証券評価差額金500が税務上の課税所得を構成するときの各別表の記載例は以下のとおりです。
なお、期末における法人税、住民税及び事業税等の税率並びに法定実効税率は30%とします。

(会計上の仕訳例)

法人税、住民税及び事業税	150	／	未払法人税等	150
その他有価証券評価差額金	150	／	法人税、住民税及び事業税	150

【参考(評価益に関する仕訳)】

その他有価証券	500	／	その他有価証券評価差額金	500
---------	-----	---	--------------	-----

≪別表四≫

所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処 分	
			留 保	
①		②		
円		円		
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	0		
(省 略)				
加 算	評 価 差 額 等 に 係 る 納 税 充 当 金	10	150	150
(省 略)				
減 算	評 価 差 額 等 に 係 る 法 人 税 額 等	21	150	150

純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した法人税額等に相当する金額について、「減算」の「21」の空欄に「評価差額等に係る法人税額等」と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

「区分」の空欄には、「その他有価証券評価差額金」と記載の上、その金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。

≪別表五(二)≫

租税公課の納付状況等に関する明細書

納 税 充 当 金 の 計 算			
期 首 納 税 充 当 金			30
円			
繰 入 額	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	31	
	評 価 差 額 等 に 係 る 納 税 充 当 金	32	150
計			33
			150

「繰入額」の「32」の空欄に、「評価差額等に係る納税充当金」と記載の上、純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した法人税額等に相当する金額を記載します。

≪別表五(一)≫

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③
			減	増	
		①		②	③
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
(省 略)					
その他の有価証券評価差額金	3			△150	△150
(省 略)					
納 税 充 当 金	26			150	150

- (2) 純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した法人税額等を納付した場合【X+1期】
①納税充当金取崩しによる納付か、②仮払経理による納付か、又は③損金経理による納付か、それぞれの納付方法に応じて記載します。
下記の例では、①納税充当金の取崩しによる納付の場合について、記載しています。

《別表五(一)》

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
(省 略)					
納 税 充 当 金	26	150	150		

《別表五(二)》

租税公課の納付状況等に関する明細書

納 税 充 当 金 の 計 算					
期 首		納 税 充 当 金	30	150	円
(省 略)					
取崩額	法 人 税 額 等	(5の③)+(10の③)+(15の③)	34	150	
	事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税	(19の③)	35		

- (3) 純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した法人税額等を組替調整（リサイクリング）をした場合【X+2期】
前ページ(1)で評価差額等を計上したその他有価証券を1,500で売却したときの各別表の記載例は以下のとおりです。
なお、当期末における法人税、住民税及び事業税等の税率並びに法定実効税率は30%とします。

(会計上の仕訳例)

法人税、住民税及び事業税 150 / その他有価証券評価差額金 150

【参考(有価証券の売却に関する仕訳)】

その他有価証券評価差額金 500 / その他有価証券 500
現金預金 1,500 / その他有価証券 1,000
その他有価証券売却益 500

《別表四》

所得の金額の計算に関する明細書

区 分			総 額	処 分	
				留 保	
			①	②	
(省 略)					
加 算	評価差額等に係る法人税額等の損金不算入額	10	150	150	

純資産の部の評価・換算差額等に区分計上した法人税額で過年度に費用として経理しなかったものを当期の費用として経理した場合には、「加算」の空欄に「評価差額等に係る法人税額等の損金不算入額」等と記載の上、当該法人税額に相当する金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

《別表五(一)》

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
(省 略)					
その他有価証券評価差額金	3	△150		150	0

○ オペレーティング・リース取引に係る借手の申告調整について

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「会計基準」といいます。）を適用する法人が、法人税法第53条第1項（賃貸借取引に係る費用）に規定する賃貸借取引（以下「オペレーティング・リース取引」といいます。）によりそのオペレーティング・リース取引の目的となる資産の賃借を行った場合には、その契約に係る費用として計上された金額と同項の規定によって損金の額に算入される金額に差異が生じることがあります。ここでは、その差異が生じた場合に必要な申告調整を示していますのでご参照ください。

なお、ここで示したものは、申告調整の一例であることから当該処理に限られるものではありません。

【設例】

- 1 顧客（以下「借手」といいます。）は、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」といいます。）第5項に従って、当該契約は同項のリースを含むものと判断しました。
- 2 当該契約に係る取引は、オペレーティング・リース取引に該当します。
- 3 リース開始日 X1年4月1日
- 4 借手のリース期間 5年（会計基準第38項に従って、耐用年数を5年としています。）
- 5 リース料 月額1,000千円（借手のリース期間の月額リース料の合計額：60,000千円、支払：毎月末）
- 6 借手の減価償却方法 定額法（減価償却費は、四半期ごとに計上するものとします。）
- 7 借手の追加借入利率 年8%（借手は、サプライヤー（以下「貸手」といいます。）の計算利率を知り得ません。）
- 8 借手の付随費用 零
- 9 借手の見積残存価額 零
- 10 決算日 3月31日

※ 上記のオペレーティング・リース取引に係る資産及び負債並びに費用以外は考慮していません。

○ リース負債及び使用権資産の算定

利息相当額を利息法で会計処理する場合（会計基準第36項、適用指針第39項参照）

借手が貸手の計算利率を知り得ない場合に該当するため、借手の追加借入利率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,318千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となります（適用指針第37項参照）。

$$\frac{1,000}{(1 + 0.08 \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1 + 0.08 \times 1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1 + 0.08 \times 1/12)^{60}} = 49,318 \text{千円}$$

【借手の処理例】

● X1期（リース開始期）

【X1期の会計処理（抜粋）】

○ X1年4月1日（リース開始日）			
（借）使用権資産	49,318千円	（貸）リース負債	49,318千円
○ X1年4月30日（第1回支払日）			
（借）リース負債	671千円	（貸）現金預金	1,000千円
支払利息	329千円		
○ X1年6月30日（第3回支払日・第1四半期決算日）			
（借）リース負債	681千円	（貸）現金預金	1,000千円
支払利息	319千円		
（借）減価償却費	2,466千円	（貸）減価償却累計額	2,466千円
○ X2年3月31日（第12回支払日・決算日）			
（借）リース負債	722千円	（貸）現金預金	1,000千円
支払利息	278千円		
（借）減価償却費	2,466千円	（貸）減価償却累計額	2,466千円

【参考：X1期の会計処理（抜粋）の計算過程】

○ X1年4月1日（リース開始日）	
リース負債及び使用権資産の算定：前頁参照	
○ X1年4月30日（第1回支払日）	
利息分：49,318千円×8%×1か月/12か月＝329千円	
元本分：1,000千円－329千円＝671千円 月末元本：49,318千円－671千円＝48,647千円	
○ X1年6月30日（第3回支払日・第1四半期決算日）	
利息分：47,972千円×8%×1か月/12か月＝319千円	
元本分：1,000千円－319千円＝681千円 月末元本：47,972千円－681千円＝47,291千円	
減価償却費：49,318千円×1年/5年×3か月/12か月＝2,466千円	
○ X2年3月31日（第12回支払日・決算日）	
利息分：41,684千円×8%×1か月/12か月＝278千円	
元本分：1,000千円－278千円＝722千円 月末元本：41,684千円－722千円＝40,962千円	
減価償却費：49,318千円×1年/5年×3か月/12か月＝2,466千円	

【X1期の会計処理（総額）】

（借）使用権資産	49,318千円	（貸）リース負債	49,318千円
（借）リース負債	8,356千円	（貸）現金預金	12,000千円
支払利息	3,644千円		
（借）減価償却費	9,864千円	（貸）減価償却累計額	9,864千円

【期末の貸借対照表】

リース負債：①40,962千円 使用権資産：②49,318千円 減価償却累計額：③9,864千円

【法人税の取扱い（訂正仕訳）】

（借）リース負債	①49,318千円	（貸）使用権資産	②49,318千円
（借）賃借料	③12,000千円	（貸）リース負債	④8,356千円
		支払利息	⑤3,644千円
（借）減価償却累計額	⑥9,864千円	（貸）減価償却費	⑦9,864千円

※ 会計処理と法人税の取扱いとの差異（訂正仕訳）を以下の別表で申告調整します。

＜別表四＞所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区 分		総 額	処 分	
			留 保	
		①	②	
当期利益又は当期欠損の額		1	円	
			△13,508千	
			△13,508千	
			(省略)	
加算	支払利息否認	10	⑤ 3,644千	3,644千
	減価償却費否認		⑦ 9,864千	9,864千
			(省略)	
減算	賃貸借取引に係る費用の損金算入額	21	③12,000千	12,000千
			(省略)	
仮 計		23	△12,000千	△12,000千

＜別表五（一）＞利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金		1	円	円	円
積 立 金		2			
リ ー ス 負 債		3		④ 8,356千	① 40,962千
使 用 権 資 産		4		②△49,318千	②△49,318千
減 価 償 却 累 計 額		5		⑥ 9,864千	③ 9,864千
			(省略)		
差 引 合 計 額		31	0千	8,356千	9,864千
					1,508千

※ 別表五(一)「④」欄において、期末の貸借対照表に計上された科目は調整されます。

● X2期

【X2期の会計処理（総額）】			
（借）リース負債	9,050千円	（貸）現金預金	12,000千円
支払利息	2,950千円		
（借）減価償却費	9,864千円	（貸）減価償却累計額	9,864千円
【期末の貸借対照表】			
リース負債：①31,912千円 使用権資産：②49,318千円 減価償却累計額：③19,728千円			

【法人税の取扱い（訂正仕訳）】			
（借）賃借料	①12,000千円	（貸）リース負債	②9,050千円
		支払利息	③2,950千円
（借）減価償却累計額	④9,864千円	（貸）減価償却費	⑤9,864千円
※ 会計処理と法人税の取扱いとの差異（訂正仕訳）を以下の別表で申告調整します。			

≪別表四≫所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区 分		総 額	処 分	
			留 保	
		①	②	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		1	△12,814千円	△12,814千円
(省 略)				
加算	支 払 利 息 否 認	10	③ 2,950千	2,950千
	減 価 償 却 費 否 認		⑤ 9,864千	9,864千
(省 略)				
減算	賃 貸 借 取 引 に 係 る 費 用 の 損 金 算 入 額	21	①12,000千	12,000千
(省 略)				
仮 計		23	△12,000千	△12,000千

● X5期（最終期）

【X5期の会計処理（総額）】			
（借）リース負債	11,496千円	（貸）現金預金	12,000千円
支払利息	504千円		
（借）減価償却費	9,864千円	（貸）減価償却累計額	9,864千円
（借）減価償却累計額	49,318千円	（貸）使用権資産	49,318千円
【期末の貸借対照表】			
リース負債：①0千円 使用権資産：②0千円 減価償却累計額：③0千円			

≪別表四≫所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区 分		総 額	処 分	
			留 保	
		①	②	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		1	△10,368千 ^円	△10,368千 ^円
(省 略)				
加算	支 払 利 息 否 認	10	③ 504千	504千
	減 価 償 却 費 否 認		⑤ 9,864千	9,864千
(省 略)				
減算	賃貸借取引に係る費用の損金算入額	21	①12,000千	12,000千
(省 略)				
仮 計		23	△12,000千	△12,000千

≪別表五（一）≫利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
リ ー ス 負 債	3	40,962千円	②9,050千円		①31,912千円
使 用 権 資 産	4	△49,318千円			②△49,318千円
減 価 償 却 累 計 額	5	9,864千円		④9,864千円	③19,728千円
（省 略）					
差 引 合 計 額	31	1,508千円	9,050千円	9,864千円	2,322千円

※ 別表五(一)「④」欄において、期末の貸借対照表に計上された科目は調整されます。

【法人税の取扱い（訂正仕訳）】			
（借）賃借料	①12,000千円	（貸）リース負債	②11,496千円
		支払利息	③504千円
（借）減価償却累計額	④9,864千円	（貸）減価償却費	⑤9,864千円
（借）使用権資産	⑥49,318千円	（貸）減価償却累計額	⑦49,318千円
※ 会計処理と法人税の取扱いとの差異（訂正仕訳）を以下の別表で申告調整します。			

≪別表五（一）≫利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
リ ー ス 負 債	3	11,496千円	②11,496千円		①0千円
使 用 権 資 産	4	△49,318千円	⑥△49,318千円		②0千円
減 価 償 却 累 計 額	5	39,454千円	⑦49,318千円	④9,864千円	③0千円
（省 略）					
差 引 合 計 額	31	1,632千円	11,496千円	9,864千円	0千円